



循環経済行動計画、廃棄物処理法の改正

2026年8月21日

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課



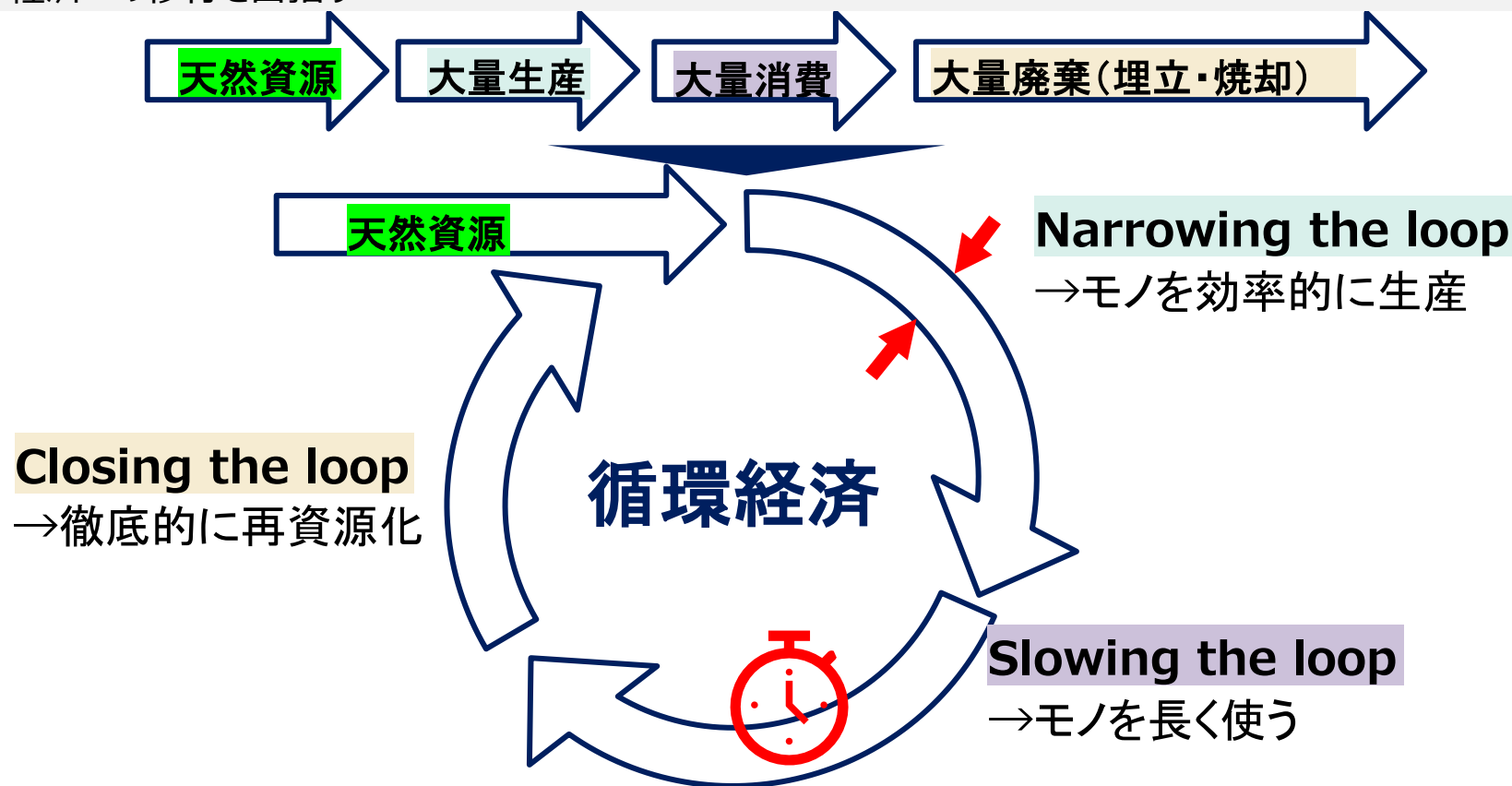
1. 循環経済について

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは

■ 循環経済とは、

- ①大量生産・大量消費・大量廃棄型の持続困難な経済システム（一方通行の**線形経済**）から脱却し、
- ②資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させ、資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化し、**資源効率性を上げることで付加価値を生み出し**、
- ③環境制約・資源制約による成長の限界を乗り越え、**新たな成長の扉を開く持続可能な経済システム**。

■ 3R+Renewable（再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること）の取組をさらに推進し、循環経済への移行を目指す



循環経済への移行により実現する目指す姿

- 循環経済への移行に取り組むことは、**気候変動や生物多様性の保全**といった環境面の課題に加え、**地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化、経済安全保障の確保**にも貢献するものである。

向き合うべき課題

考慮すべき事案

目指す姿（未来）

環境 制約

GHGの大量排出

環境汚染、地球温暖化、自然環境（生物多様性）への影響

- 排出量の約36%は資源循環が排出削減に貢献できる余地
- 資源採取や大量廃棄に伴う環境負荷の増大

カーボンニュートラルの達成
生物多様性の保全

資源 制約

マテリアルの需給逼迫・枯渇懸念

短期的な供給ショック懸念

- 新興国の経済成長
- 資源の枯渇懸念
- 際立って低い日本の自給率
- 供給源が特定国に集中
- 輸出制限のリスク

経済安全保障への貢献

成長 機会

廃棄物分野のカーボンニュートラル

再生材の需要増

- 適正処理を前提に資源循環の加速化
- 処理施設等の更新・効率化
- サプライチェーン上のリスク管理
- 用途拡大・価値向上

産業競争力の強化
循環経済市場を
2030年までに
80兆円以上へ

地方 創生

人口減少・過疎化

産業の空洞化

- 労働力不足
- 東京圏への一極集中
- 各地域に先進的な取組を行う静脈企業が存在

雇用創出
地域経済活性化

課題

- ① **気候変動**への対応・**生物多様性**の確保
- ② EUを中心にバッテリー・自動車・包装材等で**再生材利用拡大**の動き
世界的な**資源需要**の増加・鉱物資源等の価格高騰と供給懸念
- ③ 人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小への対応（**地方創生**）

資源や製品を循環的に利用し**付加価値を創出する循環経済への移行を
国家戦略**として位置付け

循環経済を実現し、**社会的課題を同時解決**

ネット・ゼロ、
ネイチャーポジティブ等

産業競争力強化・
経済安全保障

地方創生・
質の高い暮らし

2. 循環經濟行動計画

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 各国で重要鉱物及びリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用が進む中、我が国では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状がある。
- 我が国産業が競争力を強化していくためには、一次資源の安定供給確保に加え、二次資源である再生材の質・量の確保と利用拡大を推進し、国際的な資源獲得競争で優位に立つことが重要。我が国の経済安全保障にも直結。

世界各国の政策動向

重要鉱物・リサイクル資源に関する輸出管理強化・国内資源確保の動き

【EU】

- EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化（2024年施行）
- 廃自動車規則案暫定合意（2025年12月）
 - 再生プラ使用義務化等
- バッテリー規則
 - 廃バッテリーの回収義務化（一部2023年～）、バッテリー製造時の再生材利用の義務化（2031年～）等
- 2025年12月に、リサイクル資源を含む重要原材料の供給確保策をまとめたREsourceEU行動計画を策定

【アメリカ】

- 国内発生の高品質銅スクラップの一部を2027年から国内販売義務付け
- レアメタルのリサイクルを実施する企業へ金融支援を措置

【中国】

- 重要鉱物の輸出管理（2023年以降）や金属スクラップ（銅・アルミ）輸入規則緩和（2024年）を実施
- 2024年に国策企業の中国資源循環集団（資本金約2千億円）を設立

ASEANを中心とした国際連携ニーズの高まり

【ASEAN諸国】

- 不適正処理やリサイクルによる環境汚染の深刻化
- E-wasteの発生量が急増

グローバル企業の取組

- ブランド価値向上の観点から、再生材を利用する動きが加速

日本

動静脈連携が十分に進んでおらず、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない現状を踏まえつつ、日本の優れた技術やノウハウを活用した対応が求められている。

再生材利用

プラスチック
約43万トン（廃プラの4.7%）

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約31兆円）

海外輸出

金属：
鉄スクラップ 771万トン
アルミスクラップ 44万トン
銅スクラップ 42万トン

プラスチック
約126万トン（国内利用の約3倍）

静脈企業売上

欧州(Veolia) :
約7.3兆円
米国(Waste Management) :
約3.3兆円
日本(DOWA) :
約6,800億円

焼却処理等

食品ロス :
焼却・埋立等 約461万トン
プラスチック :
焼却・埋立等 約709万トン
(廃プラの約8割)

(注) 数字は年間の値

① 公正な競争環境の未整備

不適正スクラップヤード問題と、不透明な商流や海外輸出ルートが存在により、公正な競争環境が損なわれている。

② 原料となる循環資源が集まらない

循環資源は薄く広く不定期に発生し、回収率が伸び悩むなど、安定的な確保が見通しにくい。また、経済合理性に基づき、金属資源は海外流出・埋立、プラスチックなどは焼却が優位。海外の輸出管理措置等により循環資源の輸入に課題。

③ リユース・リサイクル技術等が未成熟

製造業が使いこなせる品質を供給できる技術やインフラ等が未成熟。

④ 再生材需要・市場が未形成

再生材の需要を創出するためのルールやインセンティブの不足、再生材利用価値が未浸透で市場が未形成。

⑤ 資源循環ビジネスの事業性が未確立

資源循環産業の産業競争力が弱く、規模拡大・高効率化に向けた投資が進まない。

 **ボトルネックへの対処を通じて、我が国の自律性・不可欠性の向上を目指す**

- **自律性**：他国・地域に過度に依存しない経済社会構造
- **不可欠性**：重要技術等における他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性

- 循環経済の実現を国家戦略として、政府全体で戦略的・統合的に行うため、循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議を開催。
- 内外の情勢を踏まえ、循環経済への移行を加速すべく、第4回会議において「**循環経済行動計画**」を決定。

第4回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年4月21日）

- ・「**循環経済行動計画**」を決定。
- ・2030年に向け、鉄や永久磁石等について**再生材供給目標を設定した「メタルリサイクル推進戦略」**を推進し、金属やプラスチックの**再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成に向けた投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（制度的措置を含む）**等により**官民で約1兆円の投資**を目指すなど、**再生資源供給サプライチェーンの強靱化**を図る。
- ・このほか、日本をハブとした**国際資源循環ネットワークの構築**、**地域循環資源の徹底活用による地域活性化**、**資源循環分野の国際ルール形成**、**循環経済の国民運動**に取り組む。

過去の開催

第1回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年7月30日）

- ・第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承。

第2回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年12月27日）

- ・「循環経済への移行加速化パッケージ」を会議決定。

第3回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年3月6日）

- ・内閣官房長官（議長）より、「循環経済行動計画」を4月を目途に取りまとめるよう指示。
- ・構成員として、総務大臣、外務大臣、財務大臣を追加。局長級の幹事会を設置。



第4回閣僚会議の様子（首相官邸HP）

【構成員等】	議長	： 内閣官房長官	副議長	： 経済産業大臣、環境大臣
	構成員	： 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、 総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣 ※局長級の幹事会を設置		

「循環経済行動計画」概要

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 (重要鉱物、金属資源等)

<メタルリサイクル推進戦略>

・我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、今後確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等について**2030年までの再生材供給の目標**（需要に占める再生材の割合等）を設定。また再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。<マクロアプローチ>

鉄：鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を目安に、追加的に国内で確保

アルミ：展伸材(板・棒製品)の国内生産量の約4割を目安に、再生アルミ原料由来に

銅：国内で生産される銅(電解銅)の約3割を、再生資源由来に

永久磁石：国内供給される永久磁石原材料の約3割を、リサイクルで

※上記以外についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。

・以下の資源回収、再資源化等の強化策等を時間軸で整理 <ミクロアプローチ>

(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

・投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（予算面、金融面等）
（制度的措置を含む）

➢前処理・保管（備蓄機能を含む）・再資源化・製錬等の拠点整備・ネットワーク形成

➢都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別などの技術開発

➢資源循環産業の振興（事業規模拡大、高度リサイクルの事業性確保等）

➢太陽光パネルリサイクル体制整備、リチウムイオン電池の再資源化、高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備 等

・使用済物品（鉄スクラップ、永久磁石等）の回収・選別、再資源化、再生資源を用いた製品製造に係る実証・技術開発等の実施、スキーム整備 等

・経済的支援スキームによる支援等により、2030年までに官民で約1兆円の投資を目指す

(2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

・再資源化事業等高度化法に基づく、製造業への再生材供給等に係る事業認定（3年で100件以上）

・再生プラスチック等の需給拡大に向けた支援・ルール整備（容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進、改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進）

・自動車製造業における再生プラの利用拡大のためのロードマップの実施（再生材利用認証スキーム、再生プラ集約拠点構想、鉄やアルミへの横展開（産官学コンソーシアム））

・再生材品質保証等のためのトレーサビリティ確保に向けた情報流通プラットフォームの実装

・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）におけるプラスチック資源循環システム構築に係る研究開発実証

・AI、ロボットによる作業負荷軽減・生産性向上、外国人育成就労・特定技能制度の活用も含めた担い手の育成

(3) 循環資源の海外流出の抑制

・不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設（廃棄物処理法等改正案）

・金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策（関係機関（環境・経産・税関等）が連携した水際での対応の一層の強化等）

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

・製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせたインセンティブ創出

・再生材利用製品に係る公共調達への推進

・消費者受容性検証のための実証

・サーキュラーパートナーズ（CPs）を通じた資源循環の高度化と社会実装の推進

・CEコマース市場拡大のため取組を促進

(5) 社会的課題への対応

・太陽光パネルリサイクル推進法案（判断基準の段階的強化）、リサイクル費用低減と処理体制の整備

・「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

・G7、日米、クアッド、日ASEAN等での合意を深化させ、我が国の強みを生かして国際資源循環体制を構築（重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携）

・ASEAN主要国において、E-waste/バッテリーの回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等を支援

・バーゼル法に基づくE-scrap等の輸入手続の迅速化（電子化により、数か月→1か月）

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

・資源循環に取り組む自治体の底上げ、地域の資源循環ビジネスの創出等支援

・地域資源を活用した地域脱炭素の推進等、意欲的な自治体の取組支援

・「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づく取組の推進

・農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、まちづくり・インフラ整備における資源循環の推進

・食品ロス削減、食品リサイクルの推進、持続可能な航空燃料（SAF）の供給・利用の促進

・サステナブルファッション、使用済紙おむつリサイクルの推進

4. 資源循環分野の国際ルール形成

・企業の情報開示スキームである「グローバル循環プロトコル（GCP）1.0」の企業現場や金融機関での活用、企業の意見を踏まえたバージョンアップを主導、国際標準化の取組

5. 循環経済を国民運動に

・「循環経済パートナーシップ（J4CE）」、「サーキュラーパートナーズ（CPs）」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用した主体間連携の推進

・「GREEN×EXPO 2027」の会場での資源循環の取組と情報発信

メタルリサイクル推進戦略

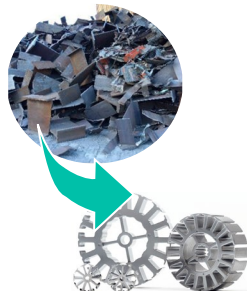
- 資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、特に重要な次のベースメタル・重要物資については、2030年までの再生材供給の目標を設定し、再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。**(マクロアプローチ)**。
- その達成のため、都市鉱山等からの資源回収、再資源化等の強化に戦略的に取り組む。**(ミクロアプローチ)**。

※これ以外の重要鉱物等についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。施策は主なものに記載したものであり、詳細は各施策の工程表を参照。

現状

<鉄>

- 建設中の革新電炉に高品位鉄スクラップを投入することで、CO₂を抑えつつ、高品質鋼材を生産可能。
- 生産時のCO₂を抑えた「グリーン鉄」の供給体制構築は、鉄鋼業の競争力維持・強化のために必要不可欠。
- 大量の高品位鉄スクラップが新たに必要となるため、低品位の鉄スクラップを高度選別し、高品位化する能力の確保が戦略的に重要。
- 不適正スクラップヤード、不適正輸出への対策も重要。



2030年目指す姿

施策

短期

動静脈企業の連携による高度な選別・解体実証、設備投資

不適正スクラップヤード対策の導入（制度的対応）

中長期

実証を踏まえた必要な設備投資

ヤード対策・水際対策の着実な実施

グリーン鉄の原料となる高品位鉄スクラップを追加的に年間約200万トンを目安に確保

現状

<アルミニウム>

- アルミは自動車や建材等に幅広く利用されている。
- 我が国は、新地金を100%輸入しており、輸入依存度の低減やCO₂排出量の削減のため、リサイクルの推進と再生アルミ原料の活用拡大が重要。
- 再生アルミ原料の使用が困難とされる「展伸材」（板・棒製品）については、再生アルミ原料使用量を増やす技術開発・設備投資等の取組が重要。



2030年目指す姿

施策

短期

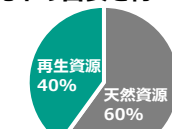
再生アルミ原料の選別や不純物の除去に関する技術開発、設備投資

再生アルミ原料を活用したアルミ製品の製造に係る技術開発、設備投資

中長期

技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備

展伸材※の再生アルミ原料比率の目安を約4割に

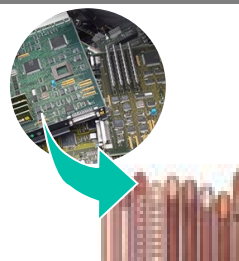


※板・棒製品

現状

<銅>

- 電気分解により製造される純度の高い銅地金(電解銅)は、DXやGXを支える基盤素材として重要性が高まっている。
- 我が国は銅精鉱を100%輸入。輸入依存度の低減や製錬事業基盤強化に向けて、e-scrapや銅スクラップ等の処理量を増やす技術開発・設備投資等の取組が重要。
- 国内からの回収に加え、同志国を中心とした海外からの調達多角化が急務。



2030年目指す姿

施策

短期

e-scrap等の処理拡大に関する技術開発

e-scrap等の輸入手続の電子化システムの開発

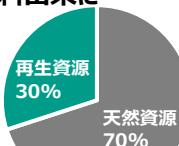
e-scrap等の国際資源循環ネットワークの構築

中長期

実証を踏まえた必要な設備投資

同志国からの輸入手続期間を短縮

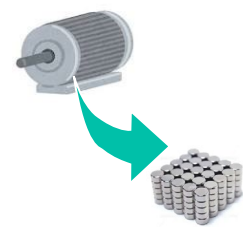
国産電解銅の約3割を、e-scrap等の再生原料由来に



現状

<永久磁石>

- 電動車の普及等に伴い、レアアースを用いた永久磁石の世界需要の増加が見込まれ、生産能力確保が課題。
- 我が国は、永久磁石の製造技術で優位性を持つ一方、原材料である重要鉱物を特定国に大きく依存。
- リサイクルによって原材料の自給率を高めることによって、自律性・不可欠性を高めることが急務。



2030年目指す姿

施策

短期

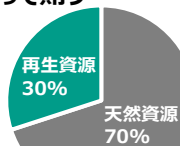
使用済磁石の回収・解体・選別・分離精製等に関する技術開発、実証、検証

同志国との国際的な磁石リサイクルネットワークの構築

中長期

技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備

永久磁石の原材料の約3割をリサイクルによって賄う



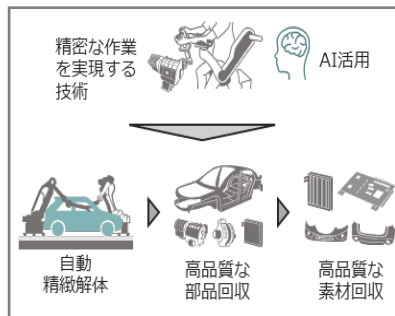
「循環経済行動計画」主要施策の概要

再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

- ①多角的な経済的支援スキーム（予算面、金融面等）の構築（制度的措置を含む）
 - ・再資源化拠点等の構築（前処理・保管/備蓄・港湾インフラ・製錬等）・ネットワーク形成等に対する投資支援を行う。
 - ・設備投資支援と併せて、脱炭素化支援機構（JICN）などの官民ファンドの活用、中小企業支援も含めた、効果的な融資やリスクマネー供給などを実施・検討する。

②鉄スクラップ・永久磁石等の高度リサイクル実証

- ・グリーン鉄の原料となる高品位鉄スクラップを追加的に年間約200万トンを目安に確保するため、動静脈企業が連携し、低品位鉄スクラップの高度選別等の技術実証を実施。
- ・工程端材や使用済製品からの永久磁石の回収、再資源化、製品製造までの取組を実証。



事業イメージ：自動車の精緻解体

③再生プラスチック集約拠点構築

- ・自動車等ものづくり産業向けに安定した量と質の再生プラスチックを供給する集約拠点の構築のため、ビジネスモデルの検討、集約拠点に必要な技術の体系化・実証、設備導入支援を実施。

再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

①再生材の利用義務化の対象拡大（改正資源有効利用促進法）

- ・製造事業者等に再生プラスチックの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行され、再生プラスチックの利用が増加するよう国としてモニタリングを行う。業界の実情を踏まえつつ、対象となる事業者の範囲の拡大や、他の再生資源の対象追加を検討。
- ・さらに、取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討。

②再生材利用のインセンティブ創出

- ・再生材の利用拡大に向けて、製造事業者等に対し、再生材利用に係るコストを低減するための実証・支援を検討。

③公共調達への推進

- ・2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入。
- ・改正資源有効利用促進法における認定製品等の取扱いについて令和8年度に検討。

④再生材利用に対する消費者の理解醸成

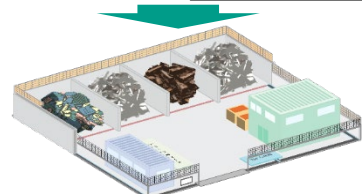
- ・サーキュラーパートナーズ（CPS）等を活用し、消費者の再生材利用製品に対する受容性や市場における評価を把握するための実証を行う。Circular Partners



循環資源の海外流出の抑制

①不適正スクラップヤード規制・使用済物品への輸出確認制度の導入（廃棄物処理法改正案）

- ・環境対策にコストをかけずに高値で資源を買い集め、公正な競争環境を阻害している不適正スクラップヤードを規制するため、使用済金属・プラスチック物品を保管・再生する事業者に許可制を導入。
- ・環境大臣の輸出確認の対象を廃棄物から環境汚染のおそれのある使用済物品に拡大し、国内の適正な再生能力の維持等を図る。



②バーゼル法の厳格な運用・水際対策の強化

- ・過去のバーゼル法に係る不法事案の傾向分析を行い、分析結果を環境省、経済産業省、税関等の関係機関で共有し、厳格な水際対策のための連携体制を構築。
- ・金属資源を含むスクラップを中心に、バーゼル法における対象物の範囲と該否判断基準をより明確にし、関係機関や事業者周知徹底することで、法の厳格な運用を実現。

③循環資源の海外流出抑制策の更なる検討

- ・諸外国が講じている循環資源の海外流出抑制策も参照しつつ、関係省庁で更なる措置を検討。（REsourceEU行動計画等）

日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

①ASEANにおけるE-waste等の回収・処理支援

- ・ASEAN等において重要鉱物等の金属資源を含む廃電子基板や廃蓄電池等（E-waste等）を回収・処理し、我が国製錬施設等でリサイクルを行い、バリューチェーンで再利用する国際資源循環体制を構築することを目指す。
- ・2024～2025年にかけてASEAN 5カ国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム）と5ヶ年の実施計画を策定。計画に基づき、E-waste等の回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等の支援を実施中。
- ・廃自動車・EVバッテリーについては、経済安全保障に重要な金属資源の回収による資源確保に向けて、実態調査等を実施。



②e-scrap等の輸入手続の迅速化・合理化

- ・e-scrap等の輸入手続について、バーゼル条約に基づく輸入手続を迅速化（電子化により、数か月→1か月）し、同志国間での手続簡素化・合理化を実現する。

「循環経済行動計画」主要施策（工程表）

1. 再生資源供給サプライチェーンの強化

○再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成（投資促進のための経済的支援スキームの構築（制度的措置を含む））

再生材供給サプライチェーン上の各種拠点の関連設備に対する設備投資支援の実施
設備投資と併せた、再資源化拠点等の構築や資源循環業に対する効果的な融資やリスクマネー供給の実施・検討

○金属資源のリサイクル

鉄スクラップの高度選別設備投資

鉄スクラップに混入した不純物の検知等に関する技術開発

再生アルミニウムの高度選別技術開発

アルミニウム資源のアップグレードリサイクルの技術実証

パイロットプラントを用いた中・大規模実証・設備投資

○永久磁石のリサイクル

レアアース分離精製技術開発（小規模パイロットプラント）

レアアース分離精製技術実証（中・大規模パイロットプラント）

国内リサイクルのスキーム検討

国内リサイクルのスキーム確立に向けた関連事業者の連携や技術・体制整備の推進

○再生プラスチック集約拠点構築

ビジネスモデル検討

品質の向上（試行的施策の実施）

供給量の増加（処理能力の向上）

高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設等の設備投資

○循環資源の海外流出の抑制（不適正スクラップヤード規制・輸出確認制度【廃棄物処理法等改正案】）

全国規模の調査・分析

有識者会議の開催
ガイドラインの策定

制度開始に向けた自治体支援

制度開始後のフォローアップ

輸出確認の基準策定

○循環資源の海外流出の抑制（バーゼル法の厳格運用・水際対策の強化等）

過去の不法事案の傾向分析

環境省、経済産業省、財務省等が連携した
厳格な水際対策の実施

バーゼル法対象物の範囲及び該否判断基準の更なる明確化

諸外国が講じる循環資源
の海外流出抑制策調査

継続的な諸外国政策の調査及び更なる措置の検討

○一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

再生材利用計画・定期報告の対象見直し、一部製品における数値規制の検討開始・段階的導入

グリーン購入法基本方針の特定調達品目に再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入（2030年度までに全ての特定調達品目で）

容器包装リサイクル制度での入札の見直し検討

入札制度での動向を連携による高品質プラ製品製造に係る推進枠の創設等

再生材の消費者受容性実証

製品設計へ展開

改正資源法のCECOMARS対象製品の追加検討、支援策との連動

国際資源循環ネットワークの構築に向けた、日米、クアッド、日ASEAN、日EU等を通じた同志国連携の強化

【E-waste】制度構築支援、パイロット事業、行政の能力開発支援等

日ASEAN国際資源循環ネットワークの確立に向けた
官民連携体制の強化

【廃自動車】実態調査の実施、協力体制構築

制度構築支援、パイロット事業、行政の能力開発支援等

【永久磁石】同志国との国際的な磁石リサイクルネットワーク構築

【バーゼル条約手続】
電子化に向けた機能
詳細化

設計・構築（省外連携の電子化）

省外連携の電子化
※米・国内事業者

米国以外との接続検討・調整

目指す姿／取組指標

※特に記載がなければ2030年

再資源化拠点等の構築に向けた
官民投資約 1 兆円（～2030）

鉄スクラップを高品位化する
処理能力約200万トン/年を目安に
追加的に国内で確保

アルミ展伸材※の国内生産量の
約 4 割を目安に再生アルミ原料由来に
※板・棒製品

国内で生産される銅（電解銅）の
約 3 割を再生資源由来に

国内供給される永久磁石原材料の
約 3 割をリサイクルで

自動車等向け再生プラスチック供給
2.1万t（～2030）・20万t（2041～）/年

金属スクラップの取引にかかる
公正な競争環境を確保

環境汚染のおそれのある使用済物品の
海外流出を抑制

バーゼル法及び水際対策の
厳格な運用による不適正輸出防止・
摘発体制の構築

再生プラスチック等の需要創出により、
国内資源循環システムを確立

レア金属を含むe-scrapのリサイクル
処理量を2030年に約50万トン
（2020年比5割増）に増加

e-scrap等の輸出入に係る
処理期間を数か月→1か月程度に
（2028年度電子化実現）

2026

2027

2028

2029

2030年度～

2. 国際資源循環ネットワーク

3. 廃棄物処理法の改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要

現状・課題

措置事項

<スクラップヤードへの規制強化>

- 金属、プラスチック等の保管又は再生を行う**スクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題。**
- 不適正なスクラップヤードを経由した**金属資源等の海外流出も指摘**されている。

※ 自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。
写真は不適正なスクラップヤードの例。

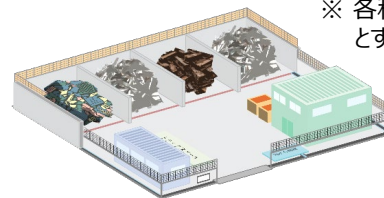


<施行期日> 公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理法等※の改正)

- 保管又は再生**を行う事業に関し、**許可制を導入**。
- 対象物品に応じた**保管、再生の方法の基準**を設ける。
基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の**輸出の際の環境大臣の確認**の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



<災害廃棄物の処理の推進>

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
 - 民間の廃棄物処理場の活用の停滞
 - 被災自治体の人員・専門的知見の不足



<施行期日> 公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等

※このほか、平成26年改正において手当てする必要があった廃棄物処理法第6条の2について、規定の修正を行う。

(廃棄物処理法の改正)

- 市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け**、自治体と民間事業者等との間の**災害支援協定の締結の推進**。
- 災害廃棄物を受け入れる**民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度**を創設。
- 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

(JESCO法※の改正)

- 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

改正の背景① スクラップヤードへの規制強化関係

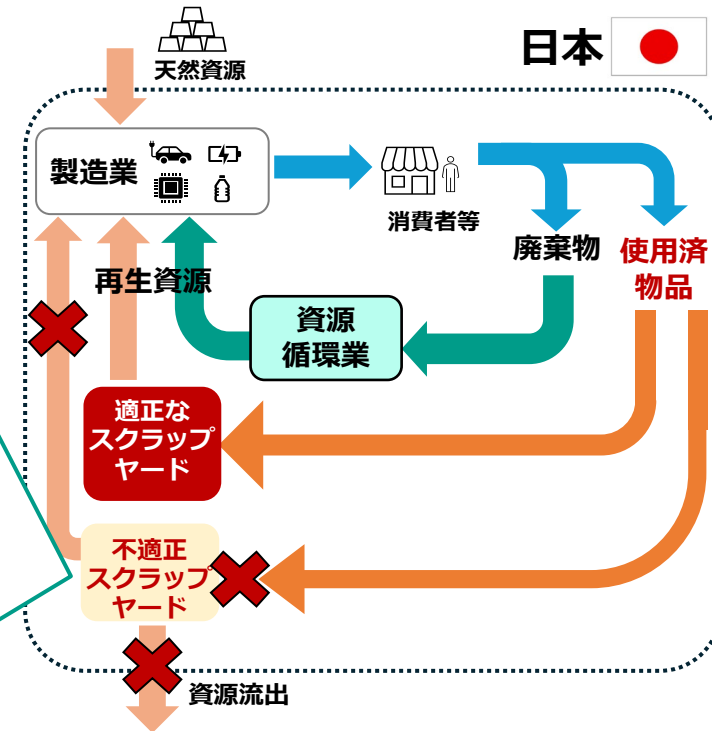
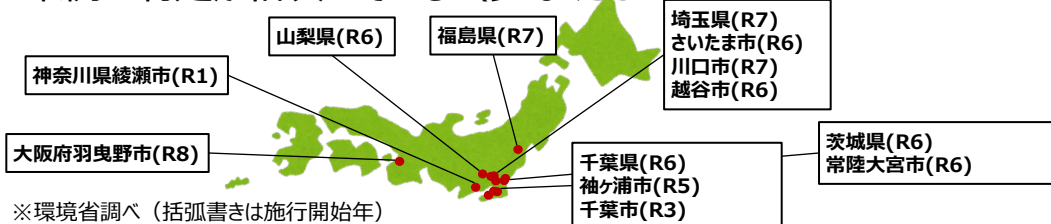
- 一部地域で、スクラップ等の不適正な保管や処分に起因する騒音、水質汚濁、火災の発生等が報告されている。**不適正スクラップヤードに起因する環境汚染の未然防止対策**が必要。
- 不適正スクラップヤードは、環境対策が不十分な分、操業コストが抑えられ、買取価格を通常より高値に設定できる等、適正なスクラップヤードと公正な競争が妨げられており、その解消が重要。
- 国内での**循環資源の回収拡大**や不適正な**国外流出等を抑制**し、**経済安全保障の確保**に向けても重要。

<不適正スクラップヤードにおける環境保全上の支障>

- 全国4,625事業場の一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等の問題発生（計275件） ※都道府県等に対する実態調査（環境省令和7年度実施）

事業場の分類	支障の種類									計	事業場数
	火災	Lib	土壌・ 地下水 汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他		
スクラップヤード	35	6	12	44	103	24	30	8	19	275	4,625
金属スクラップ	7	1	3	15	45	6	4	3	7	90	1,978
雑品スクラップ	21	4	2	9	31	8	6	2	8	87	1,204
プラスチック	1	0	0	8	7	6	2	3	2	29	415
その他	6	1	7	12	20	4	18	0	2	69	1,028

- 各地の自治体において、金属スクラップ、プラスチック等の保管に関する条例の制定が相次いでいる（少なくとも5県8市）



法の目的・定義（改正・新設）

- 法の目的に、有価物である要適正再生使用済金属・プラスチック物品等を追加する。（第1条関係）
- 使用を終了し、収集された物品で、その全部又は一部が金属又はプラスチックから成るものを「使用済金属・プラスチック物品」とする。（第2条関係）
※廃棄物並びに放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。
- 使用済金属・プラスチック物品であつて、適正でない再生及び当該再生のために行う保管が行われた場合には人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるため、廃棄物の適正な再生及び保管と生活環境の保全上同等の再生及び当該再生のために行う保管を要するものを「要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とする。（第2条関係）

※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様に規定。

対象物品の考え方

既に本来の用途は終了し
資源としての価値のみがある
〔有価物のため現在は規制対象外〕

破損や浸水等を考慮せず、
ぞんざいに扱われる性格を有している

包括的に規制の網にかけ生活環境
保全上の支障を未然に防止

要適正再生使用済金属・プラスチック物品



（使用済家電等）



雑品スクラップ

（使用済基板等）



金属スクラップ



使用済プラスチック

使用済金属・プラスチック物品の保管又は再生に係る許可制（新設）

- 有害使用済機器保管等届出制度を廃止する。（第17条の2関係）
- 要適正保管使用済金属・プラスチック物品保管業又は要適正再生使用済金属・プラスチック物品再生業を行おうとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないものとし、政令で定める基準の遵守等を義務付ける。（第24条の7、第24条の8、第24条の15、第24条の16関係）

※ 都道府県知事の権限は、廃棄物処理法施行令で定める市（指定都市及び中核市を予定）に対して移管する予定。

➡ **適正に保管又は再生の事業を行える経理的基礎・技術的基礎等を有する者に事業の許可を与える。**

<許可対象となる事業>

◆ **保管**（譲渡のためのもの）

◆ **再生**（切断、圧縮、破碎、選別、洗浄等。再生のために行う保管を含む。）



※許可を要しない者

- ①事業場の敷地面積が政令で定める面積以下である事業者
- ②国、自治体など適正かつ確実に行うことができる者
- ③完成品の製造における工程（製鉄、精錬等）の一部として行われる再生を行う者

<許可基準の例>

※詳細は政省令で定める

- ・事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有していること
- ・事業に用いる施設が保管や再生の基準に適合していること
- ・申請者が事業を的確かつ継続して行う能力を有していること
- ・申請者が欠格要件（拘禁刑に処された者など）に該当していないこと 等

<基準等の遵守の義務付け>

- ・ **保管、再生の基準**（⇒次ページ）の遵守
- ・帳簿の作成 等

<有害使用済機器保管等届出制度の廃止>

- ・平成29年改正により導入した、有害使用済機器（家電4品目、小型家電28品目）の保管又は処分を業とする者に対する都道府県知事への届出、処理基準の遵守等を義務付ける制度を廃止する。 ※同制度対象者は新たな許可制度の対象となる。

スクラップヤードで求められる保管基準・再生基準のイメージ

保管物の高さの制限

周辺環境への飛散・流出防止や火災対策の観点から、保管の高さを制限する措置（最大〇m等）

飛散・流出の防止設置

みだりに人が入り込まないように、また、保管物が周辺環境へ飛散・流出・崩落しないよう囲いを設置する措置（構造耐力上安全な強度、網フェンス設置等）

分別・保管の設置

電池や油類、モーターなど、火災を発生させるおそれのある物を分別・保管する措置

火災の発生・延焼防止措置

仕切りの設置や保管物同士の距離を空ける措置（保管物同士の間隔〇m以上、保管面積〇m²以下等）

汚水流出の防止設置

油水分離装置や排水溝を設置する措置

掲示設置

保管場所である旨、保管品目、管理者の氏名・連絡先など必要な事項を周知する措置（〇cm×〇cmの掲示板等）

地下浸透の防止設置

油の漏洩や汚水の発生・流出等を防止するため、コンクリートなどを敷設する措置

騒音・振動の防止設置

重機の稼働や保管物の積み上げ・積み下ろしに伴う騒音・振動を低減する措置（小型車両・重機の使用等）

※適正な事業者が対応できない基準とならないよう、関係業界の御意見にもしっかりと耳を傾けて、具体の基準を検討する。

廃棄物処理業者や各種リサイクル法の認可事業者への許可みなし（新設）

- 一般廃棄物処分業者等は、許可を受けないで、要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等を行うことができるものとする。（第24条の12、第24条の19関係）
- 資源有効利用促進法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、プラスチック資源循環法、再資源化事業等高度化法の許認可事業者（一部の委託を受けた事業者を含む。）は、再資源化に必要な行為と生活環境の保全上同等の保管又は再生を行うことができるものとする。

既存の廃棄物処理業者、廃棄物処理施設の設置者、各種リサイクル法等の許認可事業者、委託事業者は許可事業者とみなす。※保管基準・再生基準等の遵守も同様に義務付ける。

廃棄物処理許可業者等
(一般廃棄物・産業廃棄物)



小型家電リサイクル法
認定事業者等



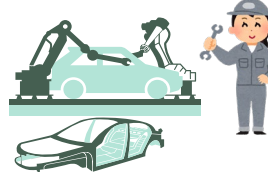
資源有効利用促進法
認定自主回収・再資源化事業者等



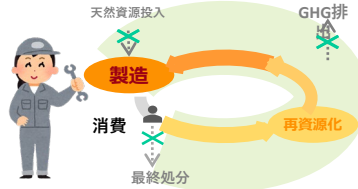
プラスチック資源循環法
認定事業者等



自動車リサイクル法
解体業者・破砕業者



再資源化事業等高度化法
認定事業者等



許認可を受けた事業の内容に応じ、**要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生等の事業を可能とする。**

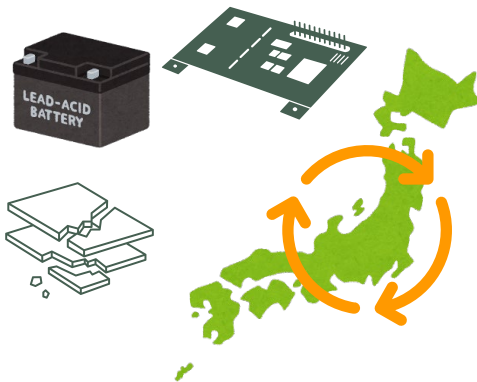
環境汚染のおそれのある使用済金属・プラスチック物品の輸出確認（新設）

- 「特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品」とは、国内において収集された要適正再生使用済金属・プラスチック物品であって、バーゼル法の特定有害廃棄物等に該当するものとし、その再生等はなるべく国内において適正にされなければならないものとする。（第24条の20関係）
- 特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品を輸出しようとする者は、環境大臣の確認を受けなければならないものとする。（第24条の21関係）

※要適正保管使用済金属・プラスチック物品についても同様。

➡ **海外での環境汚染防止・国内の適正な再生能力の維持のため、国内再生原則を創設。輸出の際は、国内の設備・基準等に基づく環境大臣の確認を義務付け。**

国内再生原則の適用



※特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の例：
使用済鉛蓄電池、電子スクラップ、基準未達の使用済プラスチック等

環境大臣の確認



輸出確認の要件

1. 国内の設備・技術に照らし、国内で適正な再生が困難と認められるか
2. 困難でない場合は、国内における特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の適正な再生及び保管に支障を及ぼさないか
3. 輸出に係る特定要適正再生使用済金属・プラスチック物品の再生又は保管が、国内の再生基準又は保管基準を下回らない方法によるものか

※無確認輸出は罰則の対象。未遂罪・予備罪も措置。

生活環境保全上の支障等が生じた場合の措置（新設）、罰則その他

- 許可業者に対する事業停止命令、許可の取消し等の規定や、報告徴収、立入検査等の規定を整備する。（第24条の9、第24条の10、第24条の17、第24条の22～第24条の26関係）
- 廃棄物処理業者に対する罰則と同等の罰則を措置する。 等

➡ **基準等に違反する許可業者には、事業停止命令等により対処。**
無許可営業、無確認輸出等の違反には、廃棄物と同等の罰則を措置。

都道府県知事等の命令等権限

- 違反行為等を行う許可業者に対しては、都道府県知事による、**事業停止命令・許可の取消し等**により対応。
- 保管基準等が未適合の場合は改善命令・措置命令等により対応。許可を失った事業者等が**スクラップを放置する事案に対しても、措置命令により対応。**



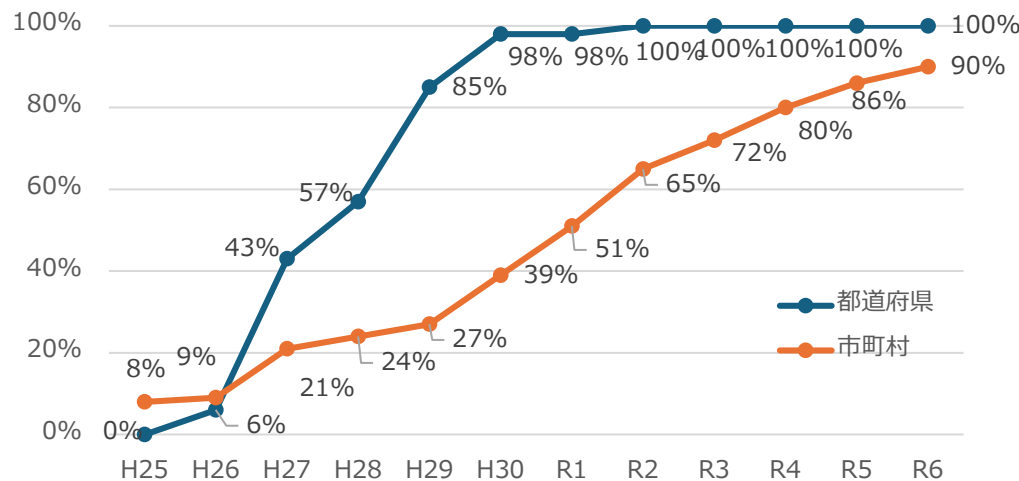
罰則

- 無許可営業、許可不正取得、事業停止命令違反、無確認輸出（未遂含む）等を行った場合には、**最大5年の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金**又はこれを併科する。
- **法人の場合には、最大3億円の罰金**を科する。

改正の背景② 災害廃棄物の処理の推進関係

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 平時の備えについて、災害廃棄物処理計画の策定率は**市町村では90%に留まり**、計画策定済の市町村でも**重要な事項の反映が不十分な状況**から、計画策定等の**準備を平時に推進することが必要**。
 - 発災時に既存の民間の廃棄物処理施設・処理業者を最大限活用していくためには、**災害廃棄物処理の特例措置を更に拡充していくことが必要**。
 - こうした平時、発災時の災害廃棄物対応を進めるための自治体のマンパワー・ノウハウ不足が大きな課題であり、**安定的に支援を行う体制等の構築が必要**。

災害廃棄物処理計画の策定率の推移



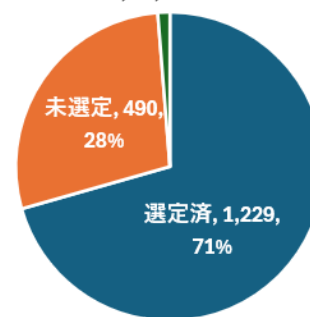
都道府県・市町村の災害廃棄物処理計画策定率
(令和6年度末時点)

計画に盛り込むべき重要な事項(※)の反映状況

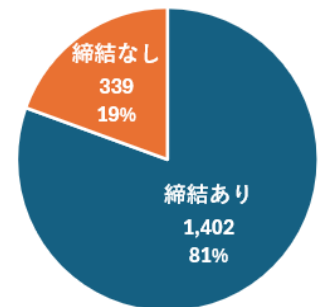
※計画に盛り込むべき重要な事項(主なもの)

- ✓ 仮置場候補地の選定
- ✓ 周辺自治体や民間事業者との協定締結
- ✓ 水害に対する被害想定 等

無回答, 22, 1%



市町村の仮置場候補地選定率
(令和6年度末時点)



市町村の災害支援協定締結率
(令和6年度末時点)

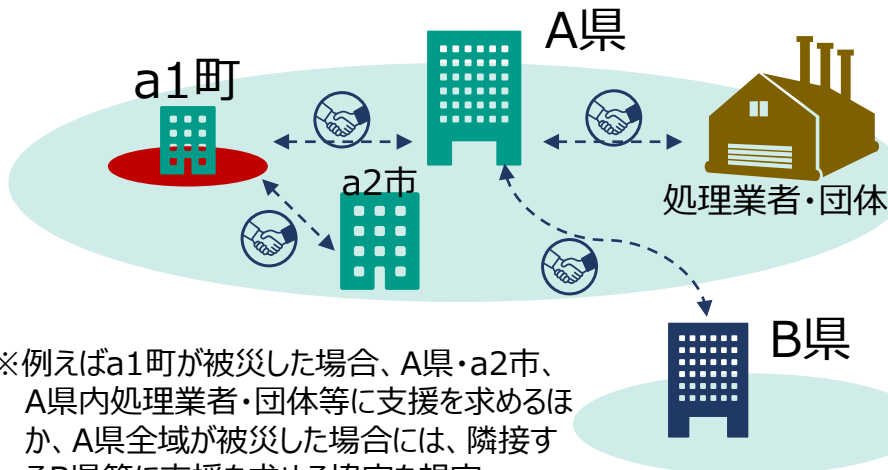
災害廃棄物の処理に関する協定の締結、計画の記載事項追加（新設）

- 都道府県及び市町村は、廃棄物処理業者等との間において、非常災害廃棄物の処理に関する協定を締結するよう努めなければならないものとする。（第5条の6の2、第6条の4関係）
- 市町村が定める一般廃棄物処理計画の記載事項に、非常災害時における一般廃棄物の適正な処理等に関する施策に関する事項を追加する。（第6条関係）



平時のうちから関係者と協定を締結するとともに、計画を定めておくことで、**発災後の迅速な対応を可能とする。**

協定締結のイメージ



※例えばa1町が被災した場合、A県・a2市、A県内処理業者・団体等に支援を求めるほか、A県全域が被災した場合には、隣接するB県等に支援を求める協定を想定

計画の記載事項の追加

一般廃棄物処理計画（法定）

- ①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ②一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥**非常災害時における④⑤に掲げる事項に関する施策に関する事項**

現行の規定

追加



今般の改正に伴う各市町村における計画策定をJESCOが支援（p.27、28参照）
地域防災計画等の他の計画との一体策定等、柔軟な制度運用となるよう周知・助言する

災害廃棄物処理の再々委託の規定整備（新設）

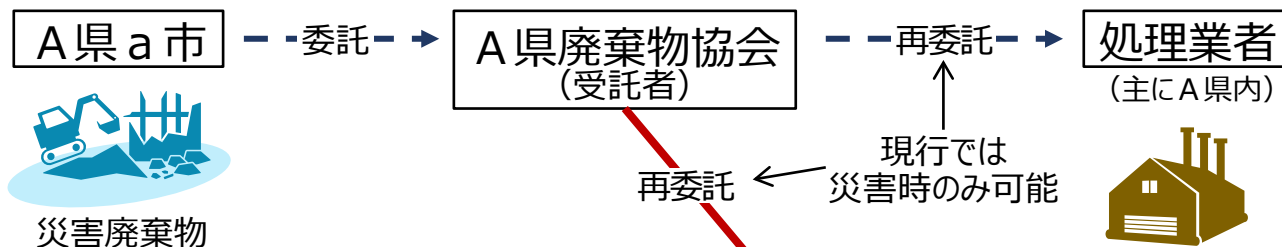
- 市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者（非常災害廃棄物処理受託者）が、当該処理を他人（非常災害廃棄物処理再受託者）に再委託すること及び非常災害廃棄物処理再受託者が当該処理を他人に再々委託することができるものとする。（第6条の2 関係）



現行制度では災害廃棄物の処理の再委託が可能であるものを、
再々委託まで可能とし、**効率的な災害廃棄物の処理を可能とする。**

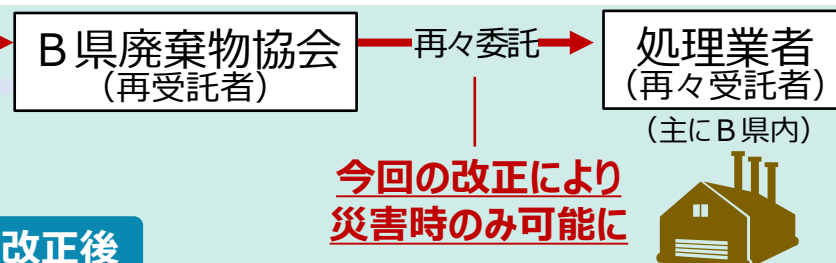
災害時の委託の流れ

現行制度



A県内の処理業者では対応が不足し、県外の処理業者に委託を行う場合、B県内の処理業者についての実情に詳しいB県廃棄物協会を通して委託をすることが効果的

制度改正後



非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（改正）

- 非常災害廃棄物処理受託者等は、非常災害廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設（繊維くずの破碎施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ないもの）を設置するためにその旨を都道府県知事に届け出る場合は、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略することができるものとする。（第9条の3の3関係）

生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の設置に関する手続きを合理化し、**当該施設の設置に要する期間を短縮する。**

設置に係る主な手続

現行

平時に設置する場合
＜許可制＞

生活環境
影響調査

申請

審査

許可

設置

災害時に設置する場合
＜届出制＞ 前回措置

生活環境
影響調査

届出

設置

改正

災害時に生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設を設置する場合

生活環境
影響調査

届出

設置



生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の例



生活環境影響調査の添付を省略可能とし、調査に要する期間を短縮
産業廃棄物処理業者が保有する既存施設も対象

左：廃石膏ボード再生専用の破碎施設
右：廃畳専用の切断施設（繊維くずの破碎施設）

非常災害に係る最終処分場の指定（新設）

- 都道府県知事は、一般廃棄物の最終処分場等であって基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができるものとし、当該設置者は、非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならないものとする。
（第9条の3の4 関係）



**埋め立てざるを得ない災害廃棄物の最終処分場を平時から確保し、
発災時に円滑かつ迅速に処理する体制を構築可能にする。**



①申請
②指定



最終処分場

非常災害廃棄物
最終処分場

埋め立てざるを得ない廃棄物の例



廃棄物処理施設に対して義務付けられている定期検査を免除。

専門支援機関への委託・JESCO事業への災害廃棄物事業の追加

- 国は、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を推進するとともに、当該事務を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）その他の機関に委託することができることとする。（廃掃法第23条の2の2関係）
- JESCOの事業として次の（１）（２）を追加する。
 - （１）市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行うこと。（第7条第1項第5号関係） **※災害時の事業**
 - （２）国の委託を受けて、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。（第7条第1項第6号関係） **※平時の事業**

**➡ 専門支援機関（JESCO）が国の事業の一部を担うことにより、
平時・災害時のいずれにおいても人員・専門的知見が不足する自治体を支援**



仮置場設置の技術的助言（穴水町）



ドローンを用いた災害廃棄物搬入量の把握（輪島市）

専門支援機関の必要性とJESCOの役割

- 被災自治体が単独で膨大な災害廃棄物処理を実施することは困難であり、環境省等の支援が前提。
- 大雨等の災害増加による被害の広域化・複合化や自治体の人員・専門的知見の不足から、環境省のみで災害現場の支援を担うことは限界があり、平時から経験・ノウハウを蓄積した専門支援機関が環境省と連携して、被災自治体の災害廃棄物処理を支援することが効果的。
- 中間貯蔵事業等にて廃棄物の収集から処理までの一連の事業の実施により得た経験・ノウハウや関係機関とのネットワーク基盤があり、災害支援実績も有するJESCOが専門支援機関として事業を実施。

専門支援機関が実施予定の事業

- 平時**
- ・ 災害廃棄物処理計画、災害支援協定に係る技術的助言
 - ・ 処理の進捗管理のためのデジタル支援ツールの整備・運営
 - ・ 処理困難な災害廃棄物の適正処理に関する研究・開発 等

- 災害時**
- ・ 現地への職員派遣、被害状況調査
 - ・ デジタル支援ツールの提供
 - ・ 発注・契約・施工管理等の各種事務支援 等

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）概要

- JESCO法に基づき設置された国が100%出資する特殊会社
- PCB廃棄物処理事業、中間貯蔵事業に加え、現行法※の範囲内で、環境省とともに災害廃棄物処理に係る自治体支援を実施。

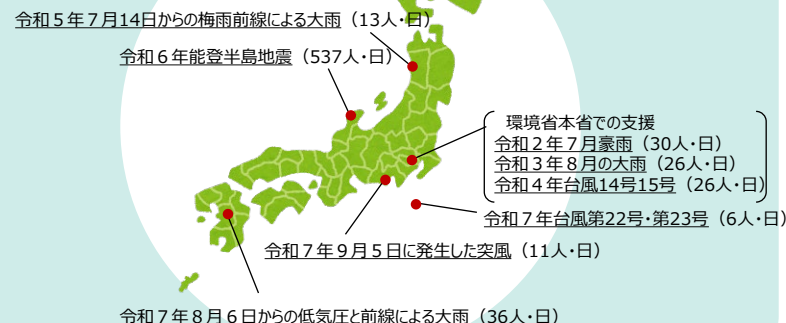
※JESCO法第7条 会社は、(中略)次に掲げる事業を営むものとする。
第5号 環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供を行うこと

これまでの主な支援内容

- ✓ 廃棄物処理施設の被災状況の情報集約・整理
- ✓ ドローンを用いた仮置場状況の確認・廃棄物量の把握等
- ✓ 広域処理に係る受入自治体との調整や進捗管理
- ✓ 被災自治体と処理支援者とのマッチング支援



JESCOの災害支援実績 合計685人・日を派遣



今後のスケジュール

<災害廃棄物関係>

令和8年7月～8月

政令・省令のパブリックコメント

令和8年9月上旬～中旬

施行

<スクラップヤード関係>

改正法公布
(R8.6.19)

(R9.4目途)

(R10.4目途)

改正法施行
(R10.12.19まで)

